

平成23年度当初予算編成方針

持ち直しを続けてきた景気は、このところ足踏み状態となっており、海外景気の下振れや為替レートの変動などにより、さらなる雇用情勢の悪化や景気の下押しリスクも懸念されている。

また、国の予算編成においては、一括交付金化が想定される国庫支出金や、概算要求では前年度並となっている地方交付税について、必要な総額が確保されるか、その動向を十分注視していかなければならない。

こうした状況下であるが、本県では、中期行財政運営ビジョン（以下「ビジョン」という）の最終年度にあたり、プラン2005のさらなる推進に向けて、引き続き、ビジョンに定めた改革項目を確実に実行するとともに、現下の厳しい経済情勢等に柔軟に対応しながら、子育て満足度日本一を目指す大分県などの政策目標を着実に実現していく必要がある。

23年度当初予算については、来春、地方選挙が実施されることから「骨格予算」として編成することとし、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

地方税財源の動向が不透明な中、財政規律の保持が重要であり、各部局においては、これを念頭に、政策の優先順位を付すとともにスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、限られた財源と人員の中で、国、県、市町村及び民間の責任分野を明確化したうえで、真に県民にとって必要な県が取り組むべき事業を要求すること。

また、部局横断的な政策課題については、その政策意図が最大限発揮されるよう十分に連携することとし、各種基金等の積極的な活用を図ること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正をはじめ、経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、課税対象の的確な捕捉や徴収率の向上に努め、年間徴収見込額を算定し所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金等の廃止・新設等の状況把握に努めるとともに、活用可能な補助金について精査し計上すること。

「後進地域開発国庫負担特例法」に基づく平成22年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.11であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

なお、一括交付金化への対応については、当面、現行制度によることとし、別途、予算編成過程において調整する。

4 分担金及び負担金

負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

県有財産利活用推進計画に基づいて、処分や貸し付けを進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直すとともに、特に、国の経済対策により造成した基金等については、基金所管部と調整のうえ、積極的な活用を図ること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、活用可能な助成金について精査するとともに、受託事業収入等については、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画や地方債計画等に基づき、現行制度により所要額を計上すること。

なお、国庫支出金の一括交付金化に伴う対応については、別途指示する。

第三 歳出に関する事項

原則として、新規事業や臨時的事業は要求しないこと。

ただし、年度当初から執行が必要な事業や、口蹄疫対策等の危機管理予算、景気の下支え・雇用の確保など景気・雇用対策予算については、この限りでない。

1 A経費

(1) 政策予算

平成22年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）の範囲内で要求すること。

なお、平成22年度予算における物件費等の節約額を政策予算の要求枠に加算する。

(2) 投資的経費

① 公共事業

補助事業及び国直轄事業負担金については、継続事業を中心に、平成22年度当初予算額の50%の範囲内で要求すること。

ただし、年度内執行のため年度当初での発注が必要な事業や、債務負担行為の歳出化分、市町村補助事業については、この限りでない。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は、平成22年度当初予算額の50%の範囲内で要求すること。

② 一般国庫補助事業

各分野における行政需要の実態に即した事業を厳選し、継続事業を中心に、平成22年度当初予算額の範囲内で要求すること。

③ 単独事業

緊急度の高い事業を厳選し、継続事業を中心に、平成22年度当初予算額の範囲内で要求すること。

ただし、事業費が枠で計上されているものは、平成22年度当初予算額の50%の範囲内で要求すること。

2 B 経費

管理予算については、年間所要額を十分に精査し要求すること。

また、部局枠予算については、平成22年度当初予算額の範囲内で要求すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金、または少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直したうえで、廃止・縮減を図ること。

なお、事業費が枠で計上されているものは、平成22年度当初予算額の50%の範囲内で要求すること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直したうえで、旧債分は年間所要額を、新規分は平成22年度当初枠の50%の範囲内で要求すること。

(3) 委託料

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(4) 備品購入費

行政監査による監査意見を踏まえ、真に必要なものを購入することとし、高額機器については、相互利用や共同購入を促進すること。

4 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

包括外部監査による監査意見等を踏まえ、廃止・縮小を含む見直しを行ったうえで、一般会計に準じて要求すること。

第五 財政健全化に関する留意事項

財政健全化法に基づき、公営事業会計や地方公社、第3セクターを含めて、県全体の財政健全性が判断されることから、公社等外郭団体に関する指導指針に基づき、公社等の経営状況を厳しくチェックすること。